

ステーブルコインを用いた取引の会計上の取扱い、テーマ提言へ

— IASB、企業会計基準諮問会議

去る7月20日、財務会計基準

機構内に設置されている企業会計基準諮問会議は第45回会議を

開催した(名称変更後、初の開催)。主な審議内容は次のとおり。

ステーブルコインを用いた取引

(1) 提言概要

6月10日に公布された改正資金決済法を踏まえ、金融庁より電子決済手段の発行・保有等に係る会計上の取扱いの検討が新規テーマとして提言された。ここでいう「電子決済手段」とは、法定通貨と価値を連動させたステーブルコインを用いた取引を指す。具体的には、次の改正資金決済法2条5項各号に規定するものである。

されているもの(3号)

これらに準ずるもの(4号)

前記1〜3号は法定通貨による償還が約される償還が約されており、価格変動が想定されない。他方、4号は法定通貨による償還が約されず、現行法上は「暗号資産」に該当するものの、今後内閣府令で指定されることが想定される。本提言では、1〜3号のような「電子決済手段」を発行・保有する場合の会計処理について、改正資金決済法の施行日までに実務対応報告を公表すること、4号については検討に時間を要することが見込まれる場合には1〜3号とは分離して継続的に検討することが求められた。なお、改正資金決済法は公布日から起算して1年内に施行される。

(2) 事務局の分析

テーママップ要件に従って分析を行い、本提言は実務対応報告38号「資金決済法における暗号資産の会計処理に関する当面の取扱い」等に関連するテーマであり、実務対応レベルで想定

・不特定の者に対して代価の弁済に使用すること等ができる
通貨建資産であって、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(1号・2号)
・特定信託受益権(金銭信託による受益権であって、信託財産の全部が預貯金により管理

されると考えられる。

また、1〜3号はいずれも金融商品に該当し、企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」等が適用されることになると考えられる。

前記を踏まえ、主に次の3点を論点とし、まず1〜3号の取扱いを検討し、4号については内閣府令の内容が公表された後に検討の判断を行う。

- ① 預金と同様に現金同等物と取り扱つかどうか
- ② 市場価値が存在する場合に時価評価の対象とするか、時価評価の対象としない場合に貸倒引当金等の評価減の対象とするか
- ③ 発生および消滅の認識時点

委員からはおおむね同意が得られ、ASBJに新規テーマとして提言することとした。

株式報酬に関する会計処理・開示の取扱い

前回(2022年3月20日号(No.1639))情報ダイジェスト参照)に引き続き、株式報酬に関する会計基準・開示の取扱いの整備についても審議されたが、本テーマは引き続き実務対応専門委員会にて議論を行うことを依頼することとした。

提出コメント案の内容固まる

— IASB

去る7月21日、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)は

第2回会合を開催した。第1回会合(2022年8月1日号(No.1651))情報ダイジェスト参照)に引き続き、IFRS S

1号(以下、「S1基準案」という)とIFRS S2号(以下、「S2基準案」という)に対するコメント文案について審議が行われた。

S1基準案(新たに議論された論点)

(1) 複数事業を営む企業の報告

事務局は、子会社および関連会社数が極めて多く、該当する産業も相当数にのぼり、サステナビリティ関連財務情報の開示に著しい負担を伴う場合の対応の1つとして次を考えている。

実際に集計対象とする企業の範囲については、集計方針及び集計に含めない企業の範囲について説明することを条件として、サステナビリティ関連のリスク及び機会ごとに重要性の影響(material impact)がある親会社、子会社及び関連

会社の範囲を決定し、それらについての情報のみを集計することを容認する。当該容認規定を適用した企業は、産業別開示において、企業が決定した範囲における親会社、子会社及び関連会社に関連する産業の開示トピックを参照することを要求する。

委員からは「S1基準案の50項および54項で読める内容であり、言及しなくてもよい」との意見が複数聞かれ、事務局は「アウトリーチ等で『重要性の判断が難しい』との意見を得たため追記した。検討する」と回答した。

(2) 法域ごとの判断

文案では、報告企業については各法域の諸制度に幅広く関連するため、「同時」の報告および「同一期間」の報告について、原則としてそれらを要求することには同意するものの、それぞれ例外を認めるべきであり、どのように原則と例外を組み合わせるかについては各法域において判断すべきとされている。委員からは「記載の意図は」

との質問があり、事務局は「世界中の各法域が採用できるようにするため重要な論点と考え追記した」と回答した。

S2基準案

報酬について、文案では、T C F Dが2021年に実施した公開協議の結果、相対的に有用性が低いと投資者が回答していることを踏まえ、任意開示項目とすることが適切との意見が聞かれていたため、気候と関連づけて報酬の開示を要求する必要性は必ずしもないと考えが示されている。

会計

税効果会計、STO公開草案等のコメント対応、検討—ASBJ

去る7月19日、企業会計基準委員会は第483回企業会計基準委員会を開催した。

法人税等会計基準等の改正

第80回税効果会計専門委員会（2022年7月20日号（No.1650）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案71号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」等に寄せられたコメント

で報酬の開示の重要性は認識されている。このような記載はしなくてもよいのでは、「サステナビリティの考慮すべき事項と役員報酬の関係性は、今非常に注目されている。投資家等のニーズを踏まえ、積極的に開示を促すべき」との意見が聞かれ、事務局は「取扱いについて検討する」と回答した。

*

若干の積み残しはあるものの、コメント文案全体については、委員全員より承認が得られた。最終的な調整を終えたいうえで期日までに提出される。

への対応につき審議が行われた。

(1) **税金費用の区分**

対象となる取引の範囲について、結論の背景で具体例を示してほしいとのコメントに対して、事務局は、仮に記載するとしてもその例に限定されるわけではなく、今後の会計基準等の改正で新たな取引等が生じ得るため、具体例の追加は行わないとする対応案を示した。

ポジティブ・メンタルヘルス

気を抜く、手を抜く、群を抜く

メンタルクリエイト 江口 毅

水泳を始めて1年が経ち、かなり泳げるようになってきました。ずっと「どっやっ泳ぐか」という泳法に囚われていたのですが、「どっ力を抜くか」に意識を向けるようになったら、自然と泳げるようになっていきました。コーチが「泳ぐことよりも浮くことが大事」とよく話しているのですが、ようやく少し意味がわかっています。つまり、身体の緊張を緩めて浮くことが重要で、泳法は勝手についてくるということなのでしょう。

また、力を抜くことにおいて難しくかつたのは、身体の一部（たとえば腹部）に力を込める一方で、その他は力を抜くという加減の調整です。単に全身の力を抜けばよいということではないので、体得するのに時間がかかりました。

が望ましい状態だといえるでしょう。この「気を抜く」という言葉はよくないイメージで使われることが多いですが、ふつと力を抜き身体を緩めてあげることが、私たちが本来の自分らしくいられるために大切なことだと思います。よくないイメージで使われている言葉といえば、「手を抜く」も挙げられます。この言葉は囲碁が語源だといわれています。囲碁において、今戦っている場所に石を置かず、一見関係なさそうな場所に置くことをいいます。必然性がありそうな場所に手を打たないので、「手抜き」といわれます。

「どっ力を抜くか」は、私たちが仕事をやる際にも必要な態度だと思えます。身構えて力を込めていると、本来持っている能力を発揮することができません。また、身体が強張っていると、いくら知識やスキルを学んでも吸収しづらいものです。よって、身体の一部に力を込めている（一定の緊張感を持っている）けど、その他は緊張を緩める（気を抜く）の

この「手抜き」が後の局面で高い価値を持ったとき、高度な戦略であると称賛されます。

このように、私たちが「気を抜く」「手を抜く」ことができるようになったとき、本来の自分らしく振舞えている心地よさ、大変な状況でも苦しさを感じない心のゆとり、効率的に仕事を進められる喜び、見通しを持って仕事ができる感覚など、多くのものを得ることができるでしょう。そうすれば、仕事は身構えて力んで頑張る苦行ではなく、喜びや気楽さを感じるものへと変わっていくはずです。

「気を抜く」「手を抜く」という言葉から得られる教訓は、「目

の前で起きていることや重要なと過信してしまっていることからいったん目を離すことが、結果として役に立つ」ことだといえるでしょう。早く覚えることから目を離し、吸収するための自分の態度を整えることに目を向けてみる、上手にプレゼンすることから目を離し、呼吸を整えリラックスすることに目を向けてみる、目の前で起きている問題から目を離し、これから起こり得る出来事に目を向けてみる、正しいとされていることや思い込みから目を離し、まったく異なる視点から眺めてみる、このような例が挙げられます。

「群を抜く」仕事をするために本当に大切なことは、そういうことではないかと考えます。

「群を抜く」仕事をするために本当に大切なことは、そういうことではないかと考えます。

「群を抜く」仕事をするために本当に大切なことは、そういうことではないかと考えます。

「群を抜く」仕事をするために本当に大切なことは、そういうことではないかと考えます。

委員からは「具体例の記載は参考になるのでは」との意見が出された。

(2) グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果

寄せられたコメントは次の2つの論点に整理され、それぞれの分析が示された。

・売却損益の繰延べに係る一部差異と、子会社に対する投資に係る一時差異との間で、繰延税金資産・負債の認識について異なる取扱いを設けることが合理的か否か。

↓両者の性質は同じとはいえず、一定の合理性がある。

・売却損益の繰延べに係る繰延税金資産・負債の認識について、連単で異なる取扱いを設けることが合理的か否か。

↓税引前当期純利益と税金費用を合理的に対応させる税効果会計の目的を優先させるため、連結のみ例外的な取扱いを設けるべき。

委員からは特段の異論は聞かれなかった。

STO公開草案・ICO論点

整理

第146回実務対応専門委員

会(2022年7月20日号(No.1650)情報ダイジェスト参照)に引き続き、実務対応報告

公開草案63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」(以下、「公開草案」という)および「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」(以下、「論点整理」という)に寄せられたコメントへの対応につき、審議が行われた。

(1) STO公開草案

論点整理で示された、STOの発行および保有に関する一部の論点を実務対応報告で取り扱わないこととした方向性について、同意コメントが多数あったことを踏まえ、当初案どおりとする事務局案が示された。

委員から特段意見は聞かれなかった。

(2) ICO論点整理

論点整理に寄せられたコメントの要旨が紹介された。

基準開発の時期について、ほとんどの回答者からICOトークンの発行および保有に係る会計処理に関して、監査上、税法

に着手すべきとのコメントがあった一方、国際的な基準開発

会計 S&LB全般の再提案、検討

ASBJ、リース会計専門委

去る7月20日、企業会計基準委員会は第118回リース会計専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

セル&リースバック取引
これまでの審議を踏まえ、セル・アンド・リースバック(S&LB)全般についての再提案が示され、審議が行われた。

(1) 事務局提案
① 資産の譲渡とリースバック(LB)間での価格調整
収益認識のパターン(一定期間か一時点か)にかかわらず、資産の譲渡とLBが一体として交渉される場合で、譲渡対価とリース料が通常の取引価格でないことが明らかな場合、譲渡対価とリース料について価格を調整する。

② S&LBの定めを適用する範囲
資産の譲渡に係る収益が一定期間にわたり認識される場合、S&LBの定めを適用しない。

③ S&LBの会計処理
売手である借手の会計処理

(2) 専門委員の意見
専門委員からは「(1)④の主要な条件の注記は、守秘性の点から過剰では」などの意見が聞かれた。

(3) 親委員会の意見

7月19日開催の第483回親委員会でも本テーマが議論された。

委員から「(1)①で、どの場合に価格調整しないと不適切かの記述が不十分」との意見が聞かれた。

現行のリース適用指針における経過措置
借手と貸手に関する適用初年度開始前の所有権移転外FL取引の取扱いについて、経過措置を残す事務局案が示された。

その他の基準の修正
「固定資産の減損に係る会計基準」および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の改正案が示され、審議された。

なお、第483回親委員会では、本改正案に加え、次の基準等の改正案の審議が行われた。

「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理に関する実務

「指針」の取扱い
・リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計

計上及び監査上の取扱い
・収益認識に関する会計基準

会計

貨幣の時間価値の考慮、検討

— ASBJ、金融商品専門委

去る7月25日、企業会計基準委員会では第184回金融商品専門委員会を開催した。金融資産の減損の会計基準の開発に關し、ステップ2で検討する論点のうち、信用リスクの見積りにおける貨幣の時間価値の考慮について、検討された。

事務局提案

ステップ2でIFRS9号「金融商品」の定めをそのまま取り入れた場合、予想信用損失の測定に関する原則として、見積手法にかかわらず貨幣の時間価値を考慮することが要求される。しかし、日本基準ではDCF法を用いる場合を除き、貨幣の時間価値は考慮しておらず、これまでの議論において、IFRS9号の定めをそのまま取り入れた場合の実務負担を懸念する意見が挙がっていた。

(1) 定めの取り入れ方

IFRS9号では、割引率は当初認識した実効金利または

その近似値を用いること、割引期間は期末まで行うことが求められている。他方、日本基準では基本的に債権の測定に実効金利法は適用されず、利息

収益は約定利率に基づき認識・測定され、債権の貸借対照表価額は債権額面で計上される。そのため、割引率に関する考えを取り入れるうえでは、IFRS9号の債権の測定（実効金利法による償却原価測定）の取扱いとセットで検討する必要がある。この点、債権の測定に関する定めも含めたIFRS9号の定めの取り入れ方として、次のいずれかの方法を採用することが提案された。

方法1…実効金利法による償却原価測定に関する測定規定は取り入れず、組成した貸付金の予想信用損失に適用する割引率に關して、実効金利ではなく約定利率を採用する。

方法2…実効金利法による償却原価測定に関する測定規定を取り入れ、貸付金の予想信用損失に適用する割引率は実効金利とする。
方法3…方法1と方法2のいずれかの選択適用

(2) その他の論点

回収期間に係る貨幣の時間価値の反映に關して、DCF法ではなく、たとえば貸倒実績率法や倒産確率法による場合、見積パラメータの調整や回収期間に關するデータの把握が必要になる可能性がある。そのため、実務上の負担は一定程度生じ得るものの、金融機関の状況によっては過大なコストや負担をかけるに調整を行えるケースも考えられ、必ずしも実務上困難というほどではないと考えられる。

*

(1)については引き続き検討を行うこととし、(2)についてはIFRS9号の定めをそのまま取り入れることが考えられるとした。

委員の意見

専門委員からは、前記(1)に關して「IFRS適用企業でもすべての企業が実効金利法を導入しているとは限らず、方法3以外は難しいのではないかな

監査

監査事務所検査結果事例集・モニタリングレポートの改訂版、公表

— CPA AOB

去る7月15日、公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という）は、「監査事務所検査結果事例集（令和4事務年度版）（以下、「事例集」という）」および「令和4年版モニタリングレポート（以下、「モニタリングレポート」という）」を公表した。審査会では、毎年、監査事務所に対する検査で確認された指摘事項を事例集として、また、審査会が実施するモニタリング活動の状況や監査業界の現状などをモニタリングレポートとして取りまとめ、公表している。

「監査事務所検査結果事例集」のポイント

最新の事例を追加するとともに、特に中小規模監査事務所における改善に資するよう、「評価できる取組」の事例を充実させている。

「I. 業務管理態勢編」では、新たに「品質管理基準等の改訂への対応」の項目を追加し、概要について記載している。

ど、方法3を推す意見が多かった。他方、「国際的な比較可能性を担保するためにも方法2がよい」との意見もあった。

「モニタリングレポート」のポイント

(1) 「I. 監査業界の概観」
公認会計士・監査法人の概況、被監査会社や新規上場（IPO）監査等の状況について更新した。

(2) 「II. 審査会によるモニタリング」
モニタリング関係のデータ更新のほか、審査会第7期（令和4年4月～令和7年3月）の監査事務所等モニタリング基本方針および令和4事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の説明を記載した。

(3) 「Ⅲ. 監査事務所の運営状況」

監査事務所の運営状況に係るデータを更新するとともに、現在の監査事務所におけるリモートワークへの取り組みをコラムに記載した。

(4) 「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応」

近時の監査をめぐる環境変化を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響と対応やKAMへの対応状況、会計監査に関する最近の動向などについて更新したほか、KAMの報告に係る監査法人の体制の一例を記載した。

*

国際会計

委任状規則の改正等、公表—SEC

去る7月13日、SECは、委任状規則の改正および株主提案プロセスの規則改正案を公表した。

委任状規則の改正

議決権行使の助言を規定する「委任状規則 (proxy rules)」の改正が公表された。

議決権行使助言会社の助言は、「委任状規則」での「勧誘 (solicitation)」となり、免除が適用されない限り、「情報と

審査会としては、適正な会計監査が確保されるよう、事例集やモニタリングレポートの内容を参考に、被監査会社等と会計監査人とのコミュニケーションが一層積極的に行われることを期待している。

事例集およびモニタリングレポートの全文は、審査会ウェブサイト (事例集: <https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20220715/20220715-3.html>) から参照することができ

る。

提出要求」の対象となる。改正では、「情報と提出要求」に関する次の2つの免除条件を削除した。

- ① 適時に、「議決権行使の助言の対象となる登録者」が、助言を利用できるようにする。
- ② 議決権行使助言会社の顧客には、登録者による書面の回答を知る手段が提供される。

改正の目的は、議決権行使助言会社の助言の適時性と独立性を損なう可能性のある負担の回避にある。

改正は、2022年9月19日から有効になる。

株主提案に関する改正案

招集通知に含まれる株主提案のプロセスを規定する規則の改正案が公表された。

当該規則では、招集通知から株主提案を除外できる13の実質的な基準の概要を提供しているが、改正案では、次の3つの除外基準について、カッコ内の改正をしている。

- ① 実質的な導入 (株主提案の必須要素を実施している場合に限定)
- ② 重複 (同じ主題に取り組み、同じ手段で同じ目的を追求した株主提案が「以前の株主総会」で提案されている場合に限定)
- ③ 再提出 (再提出は、以前の株主総会に提出された別の株主提案と実質的に重複する場合であることを明記)

コメント期間は、SECの公開日から60日間と連邦官報での公開日から30日間のいずれか長いほうの期間である。

国際会計

長期契約に係る保険に関するASU案、公表—FASB

去る7月14日、FASBは、会計基準アップデート(ASU)の公開草案「金融サービス保険 (トピック944) — 売却契約の移行」を公表した。

FASBは、2018年に、ASU2018-12「金融サービス—保険 (トピック944) — 長期契約 (long-duration contracts) の会計処理の目的を絞った改善」を公表した (その後、ASU2020-11「金融サービス—保険 (トピック944) — 適用日と早期適用」の公表により、ASU2018-12の適用日は2022年12月16日以降開始年度に延期)。現行では、財務諸表の表示期間の一番早い年度 (または早期適用の場合に適用年度期首) からの遡及適

用が要求されている。公開草案は、保険会社に、適用日前に、個人の契約または契約のグループ (または法的事業体) が売却または処分されたため、長期契約が認識中止され、保険会社とその認識中止された契約と継続的関与がない場合、長期契約を除外するという会計方針の選択を認めている。

また、「会計方針の選択の有無」と「会計方針を選択した場合には契約の売却または処分についての定性的な記述」の開示が要求される。

適用日は、ASU2020-11の適用日と同じである。コメント期限は2022年8月8日である。

金融

イタリア政局が試金石となるECBの新プログラム

欧州中央銀行 (ECB) は7月21日に開催した理事会で、政策金利の0.5%ポイント引上げを決めた。利上げは11年振り、利上げ幅も22年振りとなる大き

きで、ユーロ圏の金融政策の転換点となる政策決定だった。政策決定では、あわせて「トランスミッション・プロテクション・インスツルメント (T

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年7月12日	産業競争力強化法施行令の一部を改正する政令案及び産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令の一部を改正する省令案	経産省	株主総会資料の電子提供措置に係る規定が2022年9月1日に施行されることを受け、産業競争力強化法に基づき場所の定めのない株主総会を開催する上場会社が当該制度を利用する場合における、電子提供措置事項の内容等を定めるもの。コメント期限は2022年8月10日。 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&id=595122050&Mode=0	—
2022年7月19日	「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針(CGSガイドライン)」の改訂	経産省	2018年9月改訂に続くもの。ガバナンス改革が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する経路をあらためて整理。また、ガバナンス・システムの改善を通じて企業価値を高めるためには、執行側と監督側の双方の機能強化を相乗的に推し進めていく意識が必要であることを提言。 https://www.meti.go.jp/press/2022/07/20220719001/20220719001.html	—

PII)を導入することも決めた。これは、南欧諸国の国債利回り急上昇による市場の不安定化に対応するため、かねて導入が示唆されていたもので、今回は具体的な内容が発表された。内容は、域内国でファンダメンタルズの悪化により資金調達が困難な状況が生じれば、当該国の債券を無制限に購入できるようにするもの。ただし、TP Iの適用には、当該国の財政規律やマクロ経済政策等の条件をクリアしているか等を含め、包括的な分析・評価を行い、理事会が決定するとしている。なお、新規購入が終了したECBの資産購入プログラムのうち、パンデミック緊急購入プログラム(PEPP)については、満期証券の再投資により残高は2024年末まで維持され、パデミック関連の対策には従来どおりTPIよりPEPPが優先される。

このように、一見相矛盾するかのような引締め策と緩和策を同時に打ち出さねばならないところに、ECBの苦境がある。TPIについても、本来なら政権崩壊で揺れるイタリアが、まず想定されるが、今回の理事会ではイタリアを適用見込みとして議論された形跡はなく、そもそもイタリアが財政規律やマクロ経済運営といった適用条件を満たすのか疑問だ。市場でも、TPIが発表された後にはイタリア国債の価格は下落した。現在、世論調査で支持率トップとなっている「イタリアの同

証 券 意外な世界的株高をどう考えるか

世界の株式市場にとって、引き続き米FOMC(連邦公開市場委員会)における金融政策の決定内容が最大の関心事である。7月26、27日に開催されるFOMCでは6月中旬の前回と同様に政策金利を0.75%引き上げることが予定されている。投資家は前回FOMC以降、その政策実現性を測りつつ、手探り状態で投資行動を行ってきたと考えられる。

こうした株値上昇が期待しづらい状況下で、7月に入り世界の株値は意外ともいえる上昇となった。米株式市場では代表的株値指数が中旬末に前月末比約5%程度上昇し、欧州、アジアの主要市場は同期間に約4~7%上昇となった。ただ、中国、

胞」が9月の総選挙で政権の中核に入る可能性が取り沙汰されており、その場合はイタリアの長期金利の上昇リスクがさらに高まる可能性もある。まずはイタリアの政局が、ECBによる金融政策の試金石となる公算が高まっている。

ロシアは7月上旬に株値値下がりが目立ち、まだ6月末の株値水準に達していない。こうした主要国の株値上昇は、6月のFOMCを挟んで、マーケット心理は弱気へ転換したと考えた立場からすると、意外な結果である。インフレの動向は、まだ不透明そのものであるし、ウクライナ情勢は長引く気配が濃厚である。さらに、コロナ感染は新たな波が各国を襲ってきている。各国の株式市場にとって環境好転といえるものはどこにも見当たらない。ただ、原油価格や一部の原材料価格の動きに変調、ピークアウトの兆しがみえることは確かのようにだが、それが株値の持続的な上昇を裏づけることにはなり得ないだろう。7月の株値上昇については、米国の専門家も首をひねっているという。「謎」というほかない。

日経平均株値は7月中旬末に前月末比約5%の上昇を記録し、主要国比較では好調組に入る。外国市場と比べると、為替相場の動向の影響が大きいため、円安メリットの現れかとも思われたが、個別企業ではその話ほとんどない。

いずれにせよ、日本株値は今後も米株式市場次第なので、FOMCとともに米市場の動向を裏の裏まで観察することが必要だろう。

お詫びと訂正

本誌2022年8月1日号(No.1651)ポイント解説にて誤りがありました。読者の皆様に謹んでお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

●25頁1段目2行目
(誤) 2020年2月にOECD

移転価格ガイドライン…

(正) 2022年1月にOECD

移転価格ガイドライン…